

100条調査特別委員会

■100条調査特別委員会とは？



普通地方公共団体の議会は、地方自治法第100条第1項において「当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人出頭および証言、ならびに記録の提出を請求することができる」との条項に基づき、100条調査権を行使することができる。

この調査権を行使するに当たり、本会議において特別委員会に委任する旨の議決を経て、設置された委員会を100条調査特別委員会と呼んでいる。



第1回100条調査特別委員会の様子

<構成委員>

委員長 丹尾 廣樹
副委員長 帰山 明朗
委員 菅原 義信
委員 木村 愛子
委員 奥村 義則
委員 江端 一高
委員 林下 豊彦

■決議事項

1 調査事項

- (1) 新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事項
- (2) 玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項



2 調査権限

地方自治法第100条第1項および同法第98条第1項の権限

3 調査期間

1の調査が終了するまでとし、閉会中も調査を行うこととする。

4 調査経費

本調査に要する経費は、令和4年度においては、30万円以内とする。

■設置の経緯

・9月9日(金)本会議3日目

水津達夫議員より100条調査特別委員会の設置を求める動議が提出され、直ちに議会運営委員会を開催し、協議。動議内容確認のため、正副議長預かりとなる。



・9月15日(木)

正副議長が全国市議会議長会を訪問し、100条調査に関する疑義について相談。



・9月20日(火)

正副議長が法律事務所を訪問し、100条調査に関する法律相談。



・9月22日(木)本会議最終日

議会運営委員会を開催し、動議を本定例会に付議することを決定。本会議での採決の結果、賛成9人、反対7人の賛成多数で可決。



⇒「100条調査特別委員会の設置を求める動議について」の賛否は p. 15に掲載

■第1回100条調査特別委員会

令和4年10月25日(火)

100条調査権の手引きについて

100条調査特別委員会の運営要領(案)について

今後の100条調査特別委員会開催計画(案)について



■今後の開催計画

令和5年3月定例会報告を目途に、10回程度の委員会開催予定。

- ・第2回(11月14日) 出頭を求める証人についての協議等
- ・第3～8回(11～2月) 証人喚問等
- ・第9回(2月) 調査報告書案の作成
- ・第10回(3月) 調査報告書案の決定

